

設備投資をお考えの中小企業の皆様には「大きなチャンス！」です。

「中小企業等経営強化法」に基づき生産性を高める設備を取得した場合、法人税の優遇を受けることができます。

	適用期間	税制措置
中小企業等 経営強化法	2017/4/1～ 2025/3/31	「中小企業経営強化税制」：法人税について即時償却 または取得価額の10%の税額控除。 ※「経営力向上計画」の事前認定が必要。

【証明書発行 対象機種】

NTDPD-340

NTDPS-340

NTD-300 ※2024年12月31日まで取得分が対象

NTD-300F ※2025年3月31日まで取得分が対象

NUS-340 III

NUS-300 II

NAS-350 ※2024年12月31日まで取得分が対象

BOON-360SP II

BOON-360EC II

BOON-360EV

NS-330

PR-360

ABOT M1-D

VSI-F-T

VSI-F-TW

※上記以外の機種については最寄りの販売店または

弊社WEB サイトのトップページ「お問い合わせ」からお問い合わせください。

<https://www.nantasune.co.jp/contacts/>

【注意】

- ・当該税制の適用を受けるには他にも満たすべき要件があり、適用するかどうかの最終判断は管轄税務署が行います。詳しくは管轄税務署にお問い合わせください。
- ・適用期間以降の税制の予定、「中小企業等経営強化法」の制度の詳細は中小企業庁のWEB サイトにてご確認ください。

中小企業等経営強化法→<https://www.chusho.meti.go.jp/keici/kyoka/index.html>